

令和元年 8 月 8 日

会員薬局 各位

(一社) 姫路薬剤師会会長 浦上 文男

医療保険部 池口 由美

【重要】 向精神薬の自費処方せん受付について

平素は、当会の活動にご協力いただきありがとうございます。
会員様より、要注意患者の情報提供がありましたのでお知らせします。

対象患者：40 代 女性

A 医療機関に保険証を持参せずに受診され、

「マイスリー錠 10mg 1 錠 就寝前」の処方希望があり、A 医師より

「『自費処方せん』」が発行され、B 薬局で自費処方せんを受け付け調剤されました。
後日、A 医療機関より、当該患者に対し、保険証を持参するよう連絡をしたにも関わらず、再び保険証なしで A 医療機関を受診し、同様の申し出をしたため、A 医師が自費処方せんの発行を断り、帰宅してもらいました。

さらに後日、当該患者から A 医療機関に、電話で「初診なのですが…」の前置きの後、入眠剤の処方を希望する問い合わせが入りました。

A 医療機関から、自費処方せんを受け付けた B 薬局に、上記の経緯について情報提供があり、B 薬局が同系列の薬局に対し同様の自費処方箋の受付がなかったか調査した結果、6～7 月にかけて複数の医療機関から発行された当該患者の自費処方せん（いずれもマイスリー錠 10mg）受付が発覚しました。（受付 7～8 店舗）

医療機関（医師）が発行した自費処方せんを受け付けることは問題ありません。
薬局に落ち度はありませんが、適正な薬物使用に反する要注意患者の情報を入手しましたので、会員様に情報提供させていただきます。（今回のケースは、A 医師から医師会へ情報提供されており、当会から姫路市保健所に情報提供しております。）

同様の自費処方せんを受け付けられた際は、処方箋発行医師に改めて上記の情報を提供し、自費処方せんの内容で調剤すべきか否かの指示を医師にご確認ください。よろしくお願い申し上げます。

以上